

総合施設について

1	総合施設に係る主な検討事項（案）	1
2	保育所と幼稚園の比較	2
3	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003	3
4	規制改革の推進に関する第3次答申	4

総合施設に係る主な検討事項（案）

1 総合施設の機能・サービス

- ・子どもの育ちを支える次世代育成支援及び幼児教育のための施設・サービス
- ・子育て家庭の多様なニーズに応える施設・サービス
- ・待機児童の解消に資する施設・サービス等

2 利用

- ・利用できる者の範囲
- ・入所の仕組みなど利用方法

3 総合施設の施設・人員・運営の基準

- ・設置できる主体
- ・備えるべき構造設備
- ・従事者が有すべき資格
- ・職員配置基準
- ・保育・教育内容及び運営の基準

4 費用負担の在り方

- ・国と地方の負担など財源の在り方
- ・利用者の利用料負担の在り方

5 その他

- ・基盤整備の在り方
- ・既存制度との関係
- ・その他

保育所と幼稚園の比較

区 分	保 育 所	幼 稚 園
【サービス内容】		
対象児	0歳～就学前の保育に欠ける児童	満3歳～就学前の幼児
開設日数	約300日	39週以上（春夏冬休みあり）
保育時間	11時間以上の開所 ※延長保育、一時保育を実施	4時間を標準 ※預かり保育を実施
保育・教育内容	保育所保育指針	幼稚園教育要領
【人員】		
保育士（教諭） の配置基準	0歳 3：1 1・2歳 6：1 3歳 20：1 4・5歳 30：1	1学級 35人以下
資格	保育士（国家資格）	幼稚園教諭専修（院卒） 幼稚園教諭1種（大卒） 幼稚園教諭2種（短大卒）
職員数	25万3千人（H13.10現在）	10万9千人（H15.5現在）
【財源と利用料】		
運営に要する 経費	国庫負担金【民間分】 ※H16予算案：2,665億円 （国1/2,都道府県1/4,市町村1/4）	私立（私学助成） 公立（交付税措置）
保育料	市町村ごとに保育料を設定 所得に応じた負担	私立（各幼稚園ごとに設定） 公立（市町村ごとに設定） （低所得者には就園奨励費を助成）
【施設】		
施設基準	保育室、遊戯室、屋外遊戯場、 調理室、便所 ※屋外遊戯場は保育所の付近にある場 合でも可	運動場、職員室、保育室、遊戯 室、保健室、便所、飲料水用設 備等 ※運動場は幼稚園と同一敷地内・隣接
【その他】		
根拠法	児童福祉法	学校教育法
入所	市町村と保護者の契約（入所希望 を配慮）	保護者と幼稚園との契約
施設数	2万2千か所（H15.4現在） 公営 1万2千か所 民営 1万か所	1万4千か所（H15.5現在） 国公立 6千か所 私 立 8千か所
児童数	192万1千人	176万人

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003（抄）
（平成15年6月27日閣議決定）

第2部 構造改革への具体的な取組

1 規制改革・構造改革特区

—医療や子育てなどの国民生活に直結した分野や、ビジネスニーズの高い分野等で規制改革・構造改革特区を推進し、消費者の選択肢とビジネスチャンス・雇用の拡大を図る。また、事前規制の緩和、撤廃に併せて、事後チェック体制の充実を図る。

【具体的手段】

(1)「規制改革推進のためのアクションプラン」（平成15年2月17日総合規制改革会議、以下、「アクションプラン」）の12の重点検討事項については、次のとおり改革を進める。

④ 新しい児童育成のための体制整備

近年の社会構造・就業構造の著しい変化等を踏まえ、地域において児童を総合的に育み、児童の視点に立って新しい児童育成のための体制を整備する観点から、地域のニーズに応じ、就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設の設置を可能とする（平成18年度までに検討）。

あわせて、幼稚園と保育所に関し、職員資格の併有や施設設備の共用を更に進める。

6 「国と地方」の改革

(2) 三位一体の改革の具体的な改革工程

① 国庫補助負担金の改革

地方の権限と責任を大幅に拡大するとともに、国・地方を通じた行政のスリム化を図る観点から、「自助と自律」にふさわしい国と地方の役割分担に応じた事務事業及び国庫補助負担金のあり方の抜本的な見直しを行う。

このため、「改革と展望」の期間（当初策定時の期間で平成18年度までをいう。以下「6.『国と地方』の改革」において同じ。）において、別紙2の「国庫補助負担金等整理合理化方針」に掲げる措置及びスケジュールに基づき、事務事業の徹底的な見直しを行いつつ、国庫補助負担金については、広範な検討を更に進め、概ね4兆円程度を目途に廃止・縮減等の改革を行う。その際、国・地方を通じた行財政の効率化・合理化を強力に進めることにより、公共事業関係の国庫補助負担金等についても改革する。

（別紙2） 国庫補助負担金等整理合理化方針

2 重点項目の改革工程

【社会保障】

○ 新しい児童育成のための体制の整備

① 近年の社会構造・就業構造の著しい変化等を踏まえ、地域において児童を総合的に育み、児童の視点に立って新しい児童育成のための体制を整備する観点から、地域のニーズに応じ、就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設の設置を可能とする。

② 児童の教育・保育に従事する者は、当分の間、それぞれの資格を認めることとしつつ、将来的に幼稚園教諭と保育士の双方の資格を併せ持つことを要することとし、当面、双方の資格が取得しやすいような方策を講ずる。

③ ①及び②の実現に向けて、関係省庁において平成18年度までに検討するとともに、関連する負担金の一般財源化など国と地方の負担の在り方について、地方自治体の意見を踏まえ、上の検討と並行して検討を進め、必要な措置を講ずる。

規制改革の推進に関する第3次答申（抄）

—平成15年12月22日総合規制改革会議—

第1章 分野横断的な取組

1 「規制改革推進のためのアクションプラン」の適切な実行

<12の重点検討事項>

5 幼稚園・保育所の一元化

【具体的施策】

近年の社会構造就業構造の著しい変化等を踏まえ、地域において児童を総合的に育み、児童の視点に立って新しい児童育成のための体制を整備する観点から、地域のニーズに応じ、就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設を設置する。その実現に向けて、平成16年度中に基本的な考えをとりまとめた上で、平成17年度に試行事業を先行実施するなど、必要な法整備を行うことも含め様々な準備を行い、平成18年度から本格実施を行う。【平成17年度中に措置】

【現状認識及び今後の課題】

(1) 少なくとも構造改革特区において直ちに講ずべき措置

構造改革特区において多くの提案が寄せられている事項（第1次・第2次の提案を合計すれば、文部科学省関係が50項目、厚生労働省関係が60項目。6月、11月の「規制改革集中受付月間」においても、それぞれ構造改革特区の提案は28項目、32項目、全国規模の要望は9項目、32項目。）であることにもかんがみ、幼稚園と保育所については、職員資格の併有や施設設備の共用を進めるのみならず、少なくとも構造改革特区においては、両施設に関する行政を一元化し、施設設備、職員資格、職員配置、幼児受入などに関する基準を統一化すべきである。

また、行政の一元化、基準の一元化に到達する前段階として、幼稚園と保育所のどちらか一方のみに課されている規制について、緩和・撤廃すべきである。

例えば、保育所のみ義務付けられている調理室の設置義務については、規制の趣旨に照らして合理的ではないことから、廃止すべきである。また、就業していない専

業主婦であっても、その生活・ニーズが一層多様化していることにもかんがみ、保育所について、「保育に欠ける子」のみならず誰もが入所できるよう、入所要件を緩和すべきである。

(2) 全国規模において講ずべき措置

少なくとも3歳児以上については、幼稚園教育要領と保育所保育指針との内容が同一であり、両施設が同等の教育サービスを提供しているのであれば、幼稚園のみに課されている設置主体制限すなわち株式会社等による設置の禁止について、その解禁を図るべきである。

また、満3歳から（構造改革特区においては、満2歳に達した日の翌年度4月から）とされている幼稚園の入園年齢制限については、多様化する生活者のニーズを踏まえ、構造改革特区の状況も注視しつつ、この一層の緩和を図るべきである。

なお、「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、全国においてできる限り多くのモデル事業を行うとともに、その施設設備、職員資格、職員配置、幼児受入などに関する規制の水準を、それぞれ現行の幼稚園と保育所に関する規制のどちらか緩い方の水準以下とすべきである。